

審查管理課化學物質安全対策室

## 1 毒物劇物対策

### 現状等

- 毒物及び劇物の取締については、各都道府県、保健所設置市及び特別区に置かれた約3,500名の毒物劇物監視員が、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者について、①登録・許可・届出状況、②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡・交付手続き、④表示の適否、⑤盗難紛失の防止措置、漏洩防止措置等の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行っている。
- 登録・届出・許可施設84,748施設のうち延べ35,139施設（検査率41.5%）及び届出の不要な施設のうち4,474施設、合計39,613施設に対して立入検査を行った結果、4,566設において違反が発見されており（発見率11.5%）、これらに対し改善の指導を行った。（平成17年度実績）
- 平成17年3月、毒物及び劇物指定令の一部を改正し、新たに毒物及び劇物の指定を行ったところであり、現在、毒物100項目、劇物357項目が指定されている。
- 平成18年3月に、毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正し、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録手数料、登録更新手数料、登録変更手数料の改正を行った。

### 都道府県への要請

- 毒物劇物販売業等に立入検査を実施した結果、毒物及び劇物取締法違反を発見し、改善を指摘した事項については、再度の立入検査、報告書の徴収を行うなどにより確実に改善されたことを確認するようお願いしたい。（平成15年2月28日付け医薬化発第0228004号通知）  
また、化学物質安全対策室のホームページ(※)上に、平成17年度の毒物及び劇物の盗難・紛失事故及び流出・漏洩事故情報の全国取りまとめ結果や毒物及び劇物取締法に関するパンフレット等を掲載したので事業者等の指導に活用願いたい。  
※HP：<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html>
- 従来より、毒物劇物営業者たる農薬の販売業者への立入調査に関しては、農薬取締法部局と調整し、合同実施等に努めるよう助言してきたところ。昨年12月に、総務省が、「地方支分局等における指導監督行政（立入検査）に関する調査」を公表するとともに、当省及び農林水産省に対し、毒物劇物及び農薬に対する都道府県等の立入調査に関して、毒物劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局が同一販売業者に対し同一年度内に別途立入調査を行った事例に対する改善等について通知した。追って、両部局の連携について通知を発出する予定としているが、立入調査の実施等にあたっては農薬取締法担当部局との連携に努められたい。

## 2 化学物質安全対策

### (1) 家庭用品中化学物質安全対策

#### 現状等

- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（以下「家庭用品規制法」という。）は、有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康保護に資するため昭和48年に制定された法律であり、現在20物質が「有害物質」として定められている。
- 家庭用品規制法に基づき、平成18年10月に都道府県等による試買検査等の結果を取りまとめ送付した。
- 子供の鉛含有金属製アクセサリ一類等の誤飲による健康被害の発生を防止するため、経済産業省及び厚生労働省により「鉛含有金属製アクセサリ一類等の安全対策に関する検討会」を設置し検討を進めてきた。
- 平成18年12月に「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」が公布され、消費生活用製品による重大製品事故について、製造又は輸入事業者の主務大臣への報告が義務づけられた。

#### 今後の取組

- 「鉛含有金属製アクセサリ一類等の安全対策に関する検討会」の検討結果に基づく報告書を取りまとめ、2月16日に公表したところ。今後、誤飲防止の啓発等に努める予定。
- 平成18年12月に「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」が公布され、消費生活用製品による重大製品事故について、製造又は輸入事業者の主務大臣への報告が義務づけられた。主務大臣は、報告された重大製品事故のうち、家庭用品規制法により対応すべきであると認めるときは、当該報告内容を厚生労働大臣に通知するものと規定される予定。通知された内容のうち、危害の発生及び拡大の防止のため必要があるときは、危険の回避に資する事項を公表する適宜情報提供を行っていく。

## 都道府県への要請

- 平成18年12月に「平成17年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告」を各都道府県、政令市、特別区あて送付したところであり、住民への周知等一層の活用を図られるよう協力をお願いしたい。
- 鉛含有金属製アクセサリ一類等の安全対策に関する検討会の結果に基づき、貴管下関係団体へ以下の点の指導方をお願いしたい。
  - ・アクセサリ一製造業者及び販売業者による注意喚起表示（製品ラベル）
  - ・自主的認証基準の周知（日本玩具協会）
  - ・金属製アクセサリ一類における鉛使用量低減の推進また、現在、報告書の趣旨に沿ってパンフレットを作成しているところ。後日お示しするので、幅広く活用していただくよう母子保健主管部局と連携して関係者への周知方をお願いしたい。

## (2) 第一種特定化学物質ヘキサクロロベンゼンの副生成に係る対応について

### 現状等

- 昨年、第一種特定化学物質であるヘキサクロロベンゼン（HCB）が、テトラクロロ無水フタル酸（TCPA）の合成過程や、ピグメントブルー15を塩素化して顔料を製造する過程等において副生する事例が報告された。
- 副生する第一種特定化学物質を削減し、環境への影響を最小限にとどめるためには、化審法に基づき「利用可能な最良の技術（BAT: Best Available Technology）」の考え方に基づく管理を行っていくことが必要である。そこで、専門家からなる評価委員会を設置し、BATの観点に立った削減レベルの検討を行ってきた。

### 今後の取組

- 評価委員会により検討された削減レベルを踏まえ、HCBの排出削減の徹底を図るため、今後所要の手続きをとる予定である。
- 引き続き、適宜情報提供を行っていく予定であるので、御了知願いたい。
- なお、これまで把握している副生HCBを含有する最終製品の用途及び製品中のHCB濃度等から判断して、人の健康に影響を与えるものではないと考えられる。

(3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）について

現 状 等

- 平成14年度より、P R T R法の対象業種となっている事業者（従業員数21人以上）による第一種指定化学物質の排出量及び移動量（平成13年度実績）の届出が開始されており、平成19年2月には、第5回目の集計結果を公表した。

今後の取組

- 平成18年度においても、事業者より提出されるデータをもとに第一種指定化学物質の排出量及び移動量の集計作業を行い、結果を公表していく予定である。

都道府県への要請

- 排出量及び移動量の把握・届出について、対象の事業者に対し周知を図るとともに、届出内容の確認、受理、送付等の業務について協力をお願いしたい。
- 国に集積されたデータは、ニーズに応じて活用できるようにしていく予定であるので、貴管下の事業者への技術的助言、指導等につき協力をお願いしたい。

(4) 内分泌かく乱化学物質対策の推進

現 状 等

- 厚生労働省では、主として健康影響の観点から、国際的な枠組みや他省庁との協力により、必要な調査・研究及び検討を進めている。
- 内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会中間報告書追補その2に記された行動計画に基づき、平成18年度厚生労働科学研究において、試験スキームの充実に関する研究等の調査・研究等を実施している。

#### 今後の取組

- 引き続き、行動計画（低用量問題を解明するための調査・研究、詳細試験法の開発、疫学の方法論に基づく研究等）を実施することとしている。

#### 都道府県への要請

- 上記研究結果等については、適宜情報提供を行っていく予定であるので、関係各方面への周知等の協力をお願いしたい。

### (5) 室内空気汚染対策の推進

#### 現 状 等

- 関係省庁間で連携・協力して、原因分析、基準設定、防止対策、相談体制整備、医療・研究対策などのシックハウス総合対策を図っているところであり、医薬食品局は室内濃度指針値の設定、測定方法の開発等を担当している。
- 室内の化学物質の発生源と言われている家具や日用品等の家庭用品について、平成17年度から2年計画で揮発性有機化合物の発生状況を調査するとともに、平成18年度厚生労働科学研究において、室内空気汚染に関する研究を実施している。

#### 都道府県への要請

- これまでに策定した指針値やその他の「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」における検討結果等について、関係者への周知等をお願いしたい。